# 令和８年度　貸付申請・契約手続きの流れ

申請者（施設・事業所）

栃木県社会福祉協議会（とちぎ保育士・保育所支援センター）

## １　申請（以下の第１期・第２期の期間内に提出）

第１期　　令和８年６月１日（月）～7 月 15 日（水）

令和８年１月１日～6 月 30 日までに保育補助者を雇い上げた事業所

第２期　　令和８年 12 月１日（火）～令和９年１月 15 日（金）

令和８年７月１日～12 月 31 日までに保育補助者を雇い上げた事業所

## ２　審査・貸付決定（提出書類を案内・送付）

第１期貸付決定　８月上旬頃　／　第２期貸付決定　１月下旬頃

## ３　貸付契約（期日までに借用証書・印鑑証明書等を提出）

第１期貸付決定者　９月上旬迄　／　第２期貸付決定　２月上旬迄

## ４　交付に係る必要書類（貸付申請年度以降も同様）

・業務従事証明書（別記様式第１０号）
・保育士勤務環境改善報告書（別記様式第２４号）
・当該年度又は直近年度分の処遇改善加算認定申請書（写）および市町からの認定通知（写）
・保育士試験一部合格通知書（写）又は保育士養成校単位修得証明

**【貸付決定年度】貸付契約書と同時に提出、最新のものが届き次第順次提出**

**【２年目以降】８月交付前迄に提出、最新のものが届き次第順次提出**

## ５　貸付額交付（原則３月に実績払い）

## ６　保育補助者がやむを得ない事由で休職（復職）する場合

・休職・復職・停職届（別記様式第１７号）

## ７　保育補助者が保育士資格を取得した場合（返還免除申請）

①　**とちぎ保育士・保育所支援センターに連絡**（保育士証が届くまで数カ月かかる）

②　保育士証の写し、返還免除申請書、資格登録届等を提出

## ８　保育補助者が貸付期間内に保育士資格を取得できない場合

①　貸付期間終了後１年以内に保育士資格を取得できる見込みがある
⇒返還猶予申請書、保育士試験一部合格通知書等を提出

②　貸付期間終了後１年以内に保育士資格を取得できる見込みがないが、保育補助者として引き続き勤務している　⇒返還猶予申請書等を提出

その他、ご不明な点がございましたら**とちぎ保育士・保育所支援センター**までご連絡ください。

（**電話**　０２８－３０７－４１９４　　保育補助者雇上費貸付担当）